

規 約

全国牛乳容器環境協議会

制定 平成 4年8月24日

改正 平成 6年8月26日

改正 平成12年4月26日

改正 平成15年4月21日

改正 平成17年4月21日

改正 平成24年4月25日

改正 平成26年4月23日

全国牛乳容器環境協議会規約

COMCEI

(Committee for milk container environmental issue)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、「全国牛乳容器環境協議会」という。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都千代田区 一般社団法人日本乳業協会内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、会員相互の連携協調を図り牛乳等の紙容器環境問題の改善に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 環境保全、再資源化等の環境問題に関する啓発活動
2. 牛乳等の容器の環境問題に関する知識の普及
3. 牛乳等の紙容器再資源化に資する活動
4. 牛乳等の容器の環境問題に関する各種調査、研究及びその支援
5. その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(構 成)

第 5 条 本会は、次の者を正会員および賛助会員として構成する。

1. 紙容器を使用して牛乳等を製造している乳処理業者
 2. 牛乳等の紙容器の製造業者および輸入業者（代理店含む）
 3. 第1号および第2号にかかげる者の組織する全国団体
- ② 正会員以外の本会の趣旨に賛同する者を賛助会員として加入させることができる。

(入 会)

第 6 条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（脱 会）

第 7 条 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、本会を脱会する。

1. 会員から脱会の申出があったとき。
2. 会員たる資格を喪失したとき。
3. 死亡又は解散したとき。

② 前項第 1 号の申出は、別に定める脱会届書を会長に提出しなければならない。

（拠出金）

第 8 条 会員は、別に定めるところにより、事業に要する費用を拠出するものとする。

② 既納の拠出金は、いかなる理由によるもこれを返還しないものとする。

（資 格）

第 9 条 会員の資格は、拠出金の拠出をもって生ずるものとする。

② 会長は、会員が拠出金の拠出を甚だしく怠ったときは、総会の会日の 10 日前までにその会員に対して書面を持ってその旨を通知し、かつ、その総会で弁明する機会を与えるものとする。

第 3 章 役 員 等

（役員の数及び選任）

第 10 条 本会に、次の役員を置く。

1. 理 事 17 人以内
2. 監 事 2 人

② 必要に応じ、本会は顧問を置く事ができる。

③ 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第 11 条 理事及び監事は、総会の議決により正会員から選任する。ただし、総会の議決により会員外からの理事を選任することができる。

② 理事のうちから会長 1 人、副会長 4 人以内及び常務理事 1 人を互選する。

（役員の職務）

第 12 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

③ 常務理事は、会長、副会長を補佐し、事務局を統括して会務を処理する。

④ 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。

⑤ 監事は、民法第 59 条に規定する職務に準ずる職務を行う。

(役員の任期)

第 13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

② 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の報酬)

第 14条 役員は、無報酬とする。

第 4 章 総 会

(総会の種別等)

第 15条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

② 通常総会は、各事業年度の終了後2月以内に開催し、臨時総会は、必要の都度開催する。

③ 総会は、理事会の議決に基づき、会長が、総会開催日の2週間前までに、書面により招集する。

④ 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の議決事項)

第 16条 次の事項は、総会の議決によらなければならない。

1. 規約の変更
2. 拠出金の賦課方法
3. 事業計画及び収支予算の決定並びに事業報告及び収支決算の承認
4. 理事及び監事の選任及び解任
5. 解散又は合併並びに解散に伴う財産の処分
6. 訴訟に関する事
7. その他会長が必要と認めた事項

(総会の議決方法等)

第 17条 正会員は、総会において次の表決権を有する。

1. 第5条第1項第1号及び同号に係る第3号の会員全体で12個
2. 第5条第1項第2号及び同号に係る第3号の会員全体で12個

② 前項第1号及び第2号に該当する正会員それぞれの表決権の配分は、あらかじめそれぞれが協議し、これを定める。

③ 賛助会員は表決権を有さない。

第 18条 総会は、表決権を有する出席会員の表決権が過半数を超えなければ開くことができない。

② 総会の議事は、表決権を有する出席会員の過半数（第16条第1号、

第2号及び第5号については3分の2以上）をもってこれを決する。

- ③ 正会員は、会長の承認した代理人又は書面をもって総会における表決権を行使することができる。この場合、表決権を行使する者は、出席者とみなす。

（議事録）

第 19条 総会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長及び総会において選任された議事録署名人が署名押印しなければならない。

第 5 章 理 事 会 等

（理事会）

第 20条 理事会は、会長が開催日の3日前までに書面により招集し、その議長は、会長がこれに当たる。

- ② 理事会は、次の事項を審議し、決定する。

1. 規則の変更
2. 第15条に定める総会に付議すべき事項
3. 本会の運営に関する重要な事項
4. 専門委員会の設置、解散
5. 寄付に関すること
6. その他会長が必要と認めた事項

- ③ 理事会は理事の過半数の出席をもって成立し、その議事は、出席理事の過半数をもってこれを決する。

- ④ 理事会の議事については、議事録に記録し、議長がこれに記名押印しなければならない。

- ⑤ 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

- ⑥ 理事は代理人に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、この場合は委任状を提出しなければならない。代理人によって議決権を行使した理事は、理事会に出席したものとみなす。

（企画運営委員会）

第 21条 会長は、理事会の業務遂行機関として、協議会の事業の企画、運営を審議し、業務の円滑な遂行を図るため、および、必要に応じて理事会に付議する事項を決定するため企画運営委員会を設置する。企画運営委員会は主に事業の企画、運営と遂行状況を管理する四半期運営委員会と企画された事業内容

に関わる業務の円滑な遂行を図る月次運営委員会の総称とする。四半期運営委員会は、会長が開催の3日前までに書面等により招集し、月次運営委員会は事務局長が開催の3日前までに書面等により招集する。

（四半期運営委員会）

- ② 四半期運営委員会は、原則として年度の5月、8月、11月、2月に開催するものとする。
- ③ 四半期運営委員会は、次の者で構成する。
 - 1. 参加を希望する理事
 - 2. 専門委員会の委員長、副委員長、および委員長が必要と認めた専門委員
- ④ 四半期運営委員会は、次の事項を審議し、決定する。
 - 1. 理事会に付議すべき事項
 - 2. 専門委員会で調査、審議すべき事項
 - 3. 月次運営委員会から付議された事項
 - 4. 契約の締結に関わる事項
 - 5. 国外出張に関わる事項
 - 6. 会長が必要と認めた事項
 - 7. その他、本協議会の業務遂行上必要と認められる事項
- ⑤ 四半期運営委員会は、理事の出席をもって成立する。理事の出席がない当委員会は、月次運営委員会とみなす。
- ⑥ 四半期運営委員会の議事については、議事録に記録し、理事および監事に報告する。

（月次運営委員会）

- ⑦ 月次運営委員会は、次の者で構成する。
 - 1. 専門委員会の委員長、副委員長、および委員長が必要と認めた専門委員
- ⑧ 月次運営委員会は、次の事項を審議し、決定する。
 - 1. 四半期運営委員会に付議、報告すべき事項
 - 2. 専門委員会で調査、審議すべき事項
 - 3. 専門委員会から付議された事項
 - 4. 会長が必要と認めた事項
 - 5. その他、本協議会の業務遂行上必要と認められる事項
- ⑨ 月次運営委員会の議事については、議事録に記録する。

（専門委員会）

第 22条 会長は、協議会の事業の円滑な運営を図るため、専門委員会を設置する。専門委員会を設置、解散する場合は、理事会の議決を経て設置、解散するこ

とができる。

- ② 専門委員会は、理事会、会長、企画運営委員会から付議された専門的事項および本協議会の業務遂行上必要と認められる事項について活動を行う。
- ③ 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、専門委員会運営規則として別途定める。

(事務局)

第 23条 本協議会の会務を処理するため、事務局を設置する。

- ② 事務局には事務局長を置く。
- ③ 事務局長は、会長が任免する。

第 6 章 資産 及び 会計

(事業年度)

第 24条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(資産の構成等)

第 25条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1. 拠出金
- 2. 寄附金又は補助金
- 3. その他の収入

(資産の管理)

第 26条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費支弁の方法等)

第 27条 本会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。

- ② 毎事業年度の収支計算における収支差額については、総会の議決を経て翌事業年度に繰り越すものとする。

(監 査)

第 28条 毎事業年度の収支決算は、年度終了後、通常総会の開催前に監事による監査を受けなければならない。

第 7 章 会 則

(解散の場合の残余金)

第 29 条 本会が解散した場合において残余金があるときは、総会の議決を経て、
本会の目的と類似の目的のために処分するものとする。

(規約に定めのない事項)

第 30 条 この規定に定めのない事項については、総会又は理事会の議決を経て決定
する。

附 則

1. 平成4年8月31日にこの協議会の設立総会を開催し、この規約は同日から施行する。
2. 平成4年度に限り事業年度は、8月31日から翌年の3月31日までとする。
3. 平成6年度に限り事業年度は、8月31日から翌年の3月31日までとする。
4. 第3条、第4条1項3号、第5条1項2号、第9条2項、第21条1項から9項、第22条1項から3項、第23条の規定は平成24年4月25日の議決を持って、同日から施行する。付属文書の規定は平成25年4月1日から施行する。

〔付属文書〕

規約第8条に基づく拠出金の賦課方法

1. 賦課方法

(乳処理業者の賦課方法)

(1) 規約第5条第1項第1号の会員

- ① 第1号の会員(乳処理業者)は、紙容器製造業者が算定した拠出金納入年度の原則として前々年度4～3月に購入した紙容器(牛乳、加工乳、乳飲料)の容器内容量の総和を基に次により賦課する。

ア. 2,000kl 未満	一律 10,000 円
イ. 2,000kl 以上	容器内容量の総和(下 2 桁切り捨て)に 1 リットル当たり 1 銭を乗じた額

- ② 第1号の会員(乳処理業者)は、輸入した紙容器(牛乳、加工乳、乳飲料)の容器内容量を申告しなければならない。

- ③ 第1号の会員(乳処理業者)が、前号の申告を怠った場合は、紙容器を輸入した第1号の会員が、付属文書1条2項1号で賦課される拠出金を拠出しなければならない。

(容器製造および輸入業者の賦課方法)

(2) 規約第5条第1項第2号の会員

- ① 第2号の会員(紙容器製造業者および輸入業者)は、自ら算定した拠出金納入年度の原則として前々年度4～3月に販売した紙容器(牛乳、加工乳、乳飲料)の容器内容量の総和を基に次により賦課する。

ア. 2,000kl 未満	一律 10,000 円
イ. 2,000kl 以上	容器内容量の総和(下 2 桁切り捨て) に 1 リットル当たり 1 銭を乗じた額

(3) 規約第5条第1項第3号の会員

各 10 万円を賦課する。

(4) 規約第5条第2項の賛助会員は一律 30,000 円とする。

2. 拠出方法

(1) 各会員は次により直接拠出(指定口座への振込)する。

- ① 拠出金額 100,000 円未満の場合 6 月末日まで一括
- ② 拠出金額 100,000 円以上～ 6 月並びに 12 月末日まで各 2 分の 1
1,000,000 円未満の場合
- ③ 拠出金額 1,000,000 円以上の場合 6 月、9 月、12 月末日、並びに
3 月 20 日まで各 4 分の 1 以上

専門委員会運営規則

規約第 22 条第 3 項により、専門委員会の運営規則を以下に定める。

(専門委員会)

第 1 条 専門委員会は広報委員会、イベント委員会、総務委員会、支部組織委員会の総称とする。

(広報委員会)

第 2 条 広報委員会は、事務局長が開催日の前日までに電子メール等により招集し、その議長は広報委員長がこれに当たる。

② 広報委員会は、次の者で構成する。

1. 規約第 5 条 1 項の 1 で規定する会員（乳処理業者）
2. 規約第 5 条 1 項の 2 で規定する会員（紙容器の製造業者および輸入業者）

③ 広報委員会は、次の事項の運営を行う。

1. 月次運営委員会において、月次の活動報告を行い、必要に応じて付議する。
2. 年次報告書の編集を行う。掲載する記事の取材、その他収集作業等を合わせて行う。
3. 容環協ホームページ（HP）の管理と更新を行う。HP レイアウトの変更、掲載する記事の収集や取材、新規情報のアップ、HP 訪問数の集計、その他必要な作業等を行う。
4. イベント委員会と連携し、ポスター、冊子、動画、新聞・雑誌・Web 記事、自治体広告などの各種の啓発グッズやツールの作成と、これらを活用した広報活動を行う。
5. その他、企画運営委員会で付議された事項の活動を行う。

(イベント委員会)

第 3 条 イベント委員会は、事務局長が開催の前日までに電子メール等により招集し、その議長はイベント委員長がこれに当たる。

② イベント委員会は、次の者で構成する。

1. 規約第 5 条 1 項の 1 で規定する会員（乳処理業者）
2. 規約第 5 条 1 項の 2 で規定する会員（紙容器の製造業者および輸入業者）

③ イベント委員会は次の事項の運営を行う。

1. 月次運営委員会において、月次の活動報告を行い、必要に応じて付議する。
2. 環境、リサイクル、SDGs 等の環境や 3R にかかわる各種展示会やイベントへの出展、ならびに企画・運営を行う。
3. 出前授業や紙パックリサイクル講習会等、紙パックの回収やリサイクルの促進につながる各種の対外活動を行う。
4. 広報委員会と連携し、第 2 条③ 4 で規定された各種の啓発グッズやツールの作成を行うと共に、これらを活用したイベントに企画・運営を行う。
5. 牛乳紙パックで『遊ぶ学ぶコンクール』の企画・運営を行う。
6. その他、企画運営委員会で付議されたイベント企画・運営活動を行う。

(総務委員会)

第 4 条 総務委員会は、事務局長が開催の前日までに電子メール等により招集し、その議長は総務委員長がこれに当たる。

② 総務委員会は、次の者で構成する。

1. 規約第 5 条 1 項の 1 で規定する会員（乳処理業者）
2. 規約第 5 条 1 項の 2 で規定する会員（紙容器の製造業者および輸入業者）

③ 総務委員会は、次の事項の運営を行う。

1. 月次運営委員会において、月次の報告を行い、必要に応じて付議する。

2. 紙パブリサイクルの現状にかかわる各種調査、ヒアリング、検証、報告を行う。
3. リサイクル促進意見交換会、促進地域会議等の企画・運営を行う。
4. 当年度の予算施行状況の確認、報告および次年度の予算策定を行う。
5. 規約、規定の改正に関わる活動を行う。
6. その他、企画運営委員会で付議された活動を行う。

(支部組織委員会)

第5条 支部組織委員会は、事務局長が開催の前日までに電子メール等により招集し、その議長は支部組織委員長がこれに当たる。

- ② 支部組織委員会は、次の者で構成する。
 1. 規約第5条1項の1で規定する会員（乳処理業者）
 2. 規約第5条1項の2で規定する会員（紙容器の製造業者および輸入業者）
- ③ 支部組織委員会は、次の事項の運営を行う。
 1. 月次運営委員会において、月次の報告を行い、必要に応じて付議する。
 2. 地域の支部委員の組織づくり、組織ガバナンスの強化にかかわる活動を行う。
 3. さまざまな領域で活動する地域環境リーダーと連携し、紙パブリの回収率向上とリサイクル促進に向けた活動を行う。
 4. 市区町村等の行政、他団体・機関が企画・運営する紙パブリの回収やリサイクルにかかわる地域イベントを支援する活動を行う。
 5. その他、企画運営委員会で付議された活動を行う。

(活動にかかわる日当規定)

第6条 第1条で規定された各専門委員会に所属する委員（委員長、副委員長、委員を含む）ならびに事務局に所属する職員が、第2条から第5条で規定された③項の活動を行い、かつ、当該の対象者が、自らが所属する乳処理業者や紙容器の製造業者等（以下事業所等と略記）から日当等の支給を受けない場合、申請に応じて、昼食費の補助として以下の日当を支払う。時間の算出には事業所等からの移動時間も加算する。

4時間以上8時間未満： 1,000 円

8時間以上： 2,000 円

- ②定期的な各種委員会への出席（実出席、Web 出席を含む）については、活動時間が4時間を超える場合であっても、前項の対象外とする。
- ③申請のない場合、自らが所属する事業所等から日当等の供与を受けている場合には、前項の日当は支払わない（二重支払いの禁止）。

制定 2012 年 8 月 22 日

改訂 2023 年 3 月 24 日